

東京外国語大学学部入学試験委員会規程

平成 24 年 3 月 27 日
規則 第 17 号

改正 平成 31 年 2 月 26 日規則第 15 号 令和 2 年 3 月 26 日規則第 39 号
令和 5 年 2 月 24 日規則第 19 号

(設置)

第 1 条 東京外国語大学に、言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部（以下「学部」という。）における入学者選抜を適正かつ円滑に実施するため、学部入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長又は学長特別補佐 1 名
- (2) 言語文化学部長
- (3) 国際社会学部長
- (4) 国際日本学部長
- (5) 言語文化学部長が指名する言語文化学部教授会構成員 3 名
- (6) 国際社会学部長が指名する国際社会学部教授会構成員 3 名
- (7) 国際日本学部長が指名する国際日本学部教授会構成員 1 名
- (8) 本学学力検査実施教科等ごとの出題・採点責任者各 1 名。（前期日程の英語、世界史、日本史の各 1 名及び後期日程から 1 名）
- (9) その他、学長が指名する者

(委員の任期)

第 3 条 前条第 5 号から第 7 号の委員の任期は 2 年、第 8 号の委員の任期は 8 ヶ月、第 9 号の委員の任期は 1 年とし、いずれも再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、学長が任命する。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、学部入学者の選抜に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学入学共通テストの実施に関すること。
- (2) 入学者選抜の実施に関すること。
- (3) 入学者特別選抜の実施に関すること。
- (4) 編入学試験入学者選抜の実施に関すること。
- (5) 科目等履修生入学者選抜の実施に関すること。
- (6) 研究生（日本人）入学者選抜の実施に関すること。
- (7) 学部教授会より附託された事項に関すること。
- (8) その他学長が必要と認める入学者選抜に関すること。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、第2条第1号に掲げる委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長は、必要があるときはあらかじめ指名した委員をもって、議長の職務を代行させることができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会に次に掲げる事項を処理するため入試情報処理部会を置く。

- (1) 入学試験成績の電算情報処理に関すること。
- (2) 入学試験の統計資料に関すること。
- (3) その他入学試験に係る情報処理に関すること。

- 2 入試情報処理部会は、学部担当の教員若干名をもって組織し、部会長は、入試委員会委員長が指名する入試委員をもって充てる。
- 3 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(専門部会)

第8条 委員長は、特別な事項を調査し、又は審議するため、必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、入試課において処理する。

(細目)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後第2条第4号及び第5号の委員のうち各2名の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成26年4月30日まで、残りの各2名並びに第2条第6号及び第7号にあたっては平成25年4月30日までとする。
- 3 東京外国語大学外国語学部入学試験委員会規程(昭和58年5月18日制定)は、廃止する。
- 4 外国語学部の入学者選抜の実施に関しては、第1条の規定に関わらず、規程を適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月26日から施行し、令和元年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 2 4 日から施行する。